

【オーストラリア】2020年オーストラリア外交関係法の制定

海外立法情報課長 内海 和美

* 2020年12月、連邦外務大臣に、州、準州等が外国政府等と締結した、連邦政府の外交政策と合致しない取決めを無効にすることができる権限を与える法律が成立した。

1 背景及び経緯

2018年10月8日、ヴィクトリア州政府は、中国政府との間に、中国が進める広域経済圏構想「一帯一路（Belt and Road Initiative）」に協力する覚書¹（MOU）を締結した。モリソン（Scott J. Morrison）連邦首相は、同年11月7日のラジオ番組の中で、連邦政府は「一帯一路」に関して一貫した政策を持っているとして、同MOUが事前に連邦政府と議論することなく締結されたことに不満を表明した²。同首相は、州政府等、連邦内の全ての政府が、連邦政府の外交方針に従うようにするための法律案を議会に提出することとし、法案提出前の2020年8月27日に記者会見を行った。その中で、同法案は中国を標的にしたものではないとしながらも、「外国政府が、州・準州・地方政府³と交渉することで、オーストラリアの外交政策の主権を危うくする場合には、このような事態から身を守る必要がある」⁴と法案提出の理由を説明した。

3か月間の審議を経て、同年12月10日、2020年オーストラリア外交関係（州及び準州の取決め）法⁵（2020年法律第116号）（以下「外交関係法」）が成立し、同日（第1章、第4章、第5章、附則）及び2021年3月10日（第2章、第3章）に施行した。同法は、州・準州・地方政府及び国公立大学等が外国政府等と締結した取決めについて、連邦外務大臣への通知を義務付け、オーストラリアの外交政策に合致しないと判断した場合には、当該取決めを無効とする等の権限を同大臣に与えるものである。

2 外交関係法の概要

(1) 構成

全5章66か条⁶、附則1編から成り、その構成は、第1章「通則」（第1条～第13条）、第2章「外国との中核的取決め（core foreign arrangements）の交渉及び締結」（第14条～第32条）、第3章「外国との非中核的取決め（non-core foreign arrangements）の締結」（第33条～第38条）、

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年3月10日である。下線は、筆者による補記。

¹ Memorandum of Understanding between the Government of the State of Victoria of Australia and the National Development and Reform Commission of the People's Republic of China on Cooperation within the Framework of the Silk Road Economic Belt and the 21st Century Maritime Silk Road Initiative, 8th October 2018. <<https://www.vic.gov.au/sites/default/files/2019-02/Belt-and-Road-Initiative-MOU.pdf>>

² Radio interview with Alan Jones, 2GB, Transcript, Prime Minister, 7 Nov. 2018. <<https://www.pm.gov.au/media/radio-interview-alan-jones-2gb-0>>

³ オーストラリアには、535の地方政府が存在する（2016-17年時点）。"Local Government National Report 2016-17," Department of Infrastructure, Transport, Regional Development and Communications, March 2020, p.1. <https://www.regional.gov.au/local/publications/reports/2016_2017/LGN_REPORT_2016-17.pdf>

⁴ Press conference - Australian Parliament House, ACT, Transcript, Prime Minister, 27 Aug. 2020. <<https://www.pm.gov.au/media/press-conference-australian-parliament-house-act-27aug20>>

⁵ Australia's Foreign Relations (State and Territory Arrangements) Act 2020, No.116, 2020. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2020A00116>>

⁶ 最終条文は第64条だが、第53A条、第63A条があるため条文数は66になる。

第4章「発効している外国との取決め及び補助的取決めについて告示する大臣の権限」（第39条～第49条）、第5章「その他の事項」（第50条～第64条）、附則第1「既存の外国との取決めに関する経過措置」である。

(2) 外交関係法の対象となる取決め

本法の「取決め」とは、文書による取決め、合意、契約、了解又は引受け（*undertaking*）をいい、法的拘束力の有無、締結地、締結日が本法施行日の前か後かを問わない（第9条）。取決めには、締結主体の違いにより、「外国との中核的取決め」（以下「中核的取決め」）及び「外国との非中核的取決め」（以下「非中核的取決め」）の2つの類型がある。前者は州・準州（政府・省庁）と外国（政府・省庁）間の取決めのみを指し（第10条）、それ以外の取決め（例えば、国立大学と外国政府、州政府と外国の地方自治体等）は後者となる。商業ベースで活動する法人が締結する取決めは対象とはならない（第7条、第8条、第55条）。

(3) 中核的取決め

中核的取決めは、オーストラリアの外交関係に及ぼす影響が大きいと見られるため、交渉と締結の両方に特別の規定を設けた。中核的取決めの交渉又は締結を行う場合には、外務大臣に文書で通知し、承認を得なければならない（第15条、第22条他）。外務大臣は、外交関係に悪影響を与えず、かつ外交政策と矛盾しないと認めた場合には、当該取決めの交渉又は締結を承認しなければならない（第17条、第24条）。外務大臣が通知を受け取って30日以内に承認又は非承認の決定を行わない場合には、当該交渉又は締結を承認したものとみなされる（第17条、第24条）。外務大臣の承認を得ず締結された中核的取決めは、無効かつ執行不可能となる（第30条）。

(4) 非中核的取決め

非中核的取決めを締結しようとする場合には、外務大臣に文書で通知しなければならない（第34条）。外務大臣は、交渉又は締結しようとしている非中核的取決めが、外交関係に悪影響を与え、又は外交政策と矛盾すると認めた場合には、当該取決めの交渉の開始若しくは継続、又は当該取決めの締結をしてはならないと文書により告示することができる（第35条、第36条）。

(5) 既存の外国との中核的及び非中核的取決め

外交関係法は、施行日前に発効している既存の外国との取決め⁷にも適用される。当該取決めが、中核的取決めの場合は2021年3月10日まで、非中核的取決めの場合は同年6月10日までに外務大臣に通知しなければならない（附則第1第2項、第3項）。外務大臣は、既存の外国との取決めが、外交関係に悪影響を与え、又は外交政策と矛盾すると認めた場合には、取決めの締結が施行日の前又は後に関わらず、指定範囲について、指定日から当該取決めが無効かつ執行不可能であると、文書により告示することができる（第40条、第41条）。

(6) 登録簿、年次報告

外務大臣は、州・準州等が同大臣に通知した外国との取決めを登録簿に登録し、インターネットを通じて公共の閲覧に供さなければならない。登録簿には、商業上機密性の高い情報や国家の安全に影響を及ぼす情報等を登録してはならない（第53条）。外務大臣は、毎暦年の終了後速やかに、本法に基づく意思決定権限の行使に関する年次報告を作成し、報告の対象年の終了後15議会日以内に、連邦議会の両院に写しを提出しなければならない（第53A条）。

⁷ モリソン首相は、約30か国、130以上の取決めが該当すると述べている。Press conference - Australian Parliament House, ACT, Transcript, 27 Aug 2020. <<https://www.pm.gov.au/media/press-conference-australian-parliament-house-act-27aug20>>